

凡例

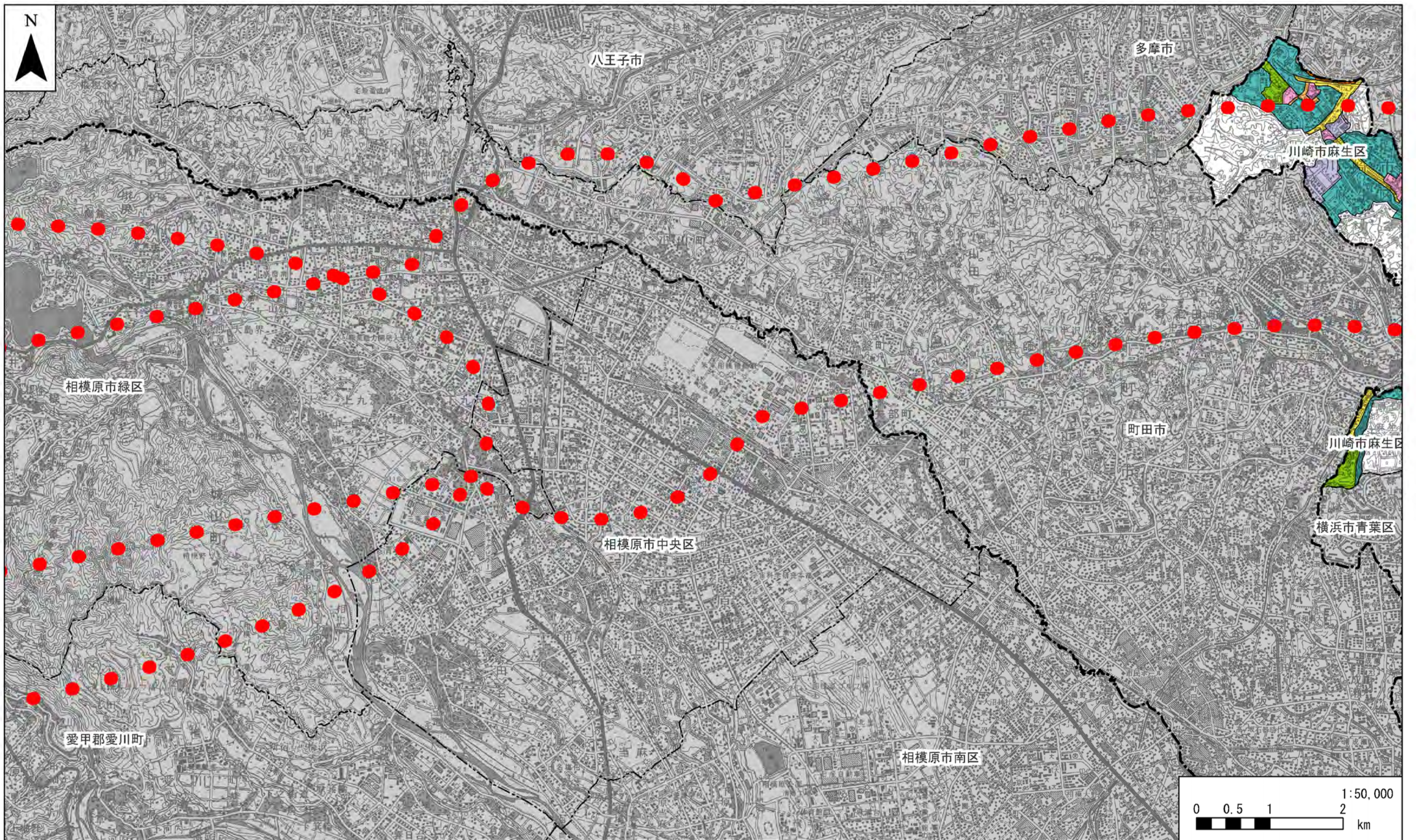
	対象事業実施区域		都県境		市区町村境
	第一種低層住居専用地域		準住居地域		近隣商業地域
	第二種低層住居専用地域		商業地域		準工業地域
	第一種中高層住居専用地域		工業地域		工業専用地域
	第二種中高層住居専用地域				
	第一種住居地域				
	第二種住居地域				

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「川崎都市計画総括図」（平成23年2月、川崎市）

図2-1-2-1(1) 用途地域図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」



凡例

●●●● 対象事業実施区域 - - - 都県境 - - - - 市区町村境

	第一種低層住居専用地域		第二種住居地域		工業地域
	第二種低層住居専用地域		準住居地域		工業専用地域
	第一種中高層住居専用地域		近隣商業地域		
	第二種中高層住居専用地域		商業地域		
	第一種住居地域		準工業地域		

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「川崎都市計画総括図」（平成23年2月、川崎市）

図2-1-2-1(2) 用途地域図